

# 資 料

## 1 | 第2次計画策定の経過

時 期	会議等名称	内 容
令和5年5月	令和5年度 第1回江別市自殺対策推進連絡会議 (書面開催)	第1次計画の取組状況や評価 に関する意見聴取
令和5年6月28日	令和5年度 第1回江別市民健康づくり推進協議会	第2次計画の策定スケジュール の協議
令和5年8月23日	令和5年度 第2回江別市民健康づくり推進協議会	第2次計画策定の概要及び第 1次計画の分析・評価の報告 第2次計画の方向性の協議
令和5年10月	令和5年度 第2回江別市自殺対策推進連絡会議 (書面開催)	第2次計画の素案に関する意 見聴取
令和5年11月7日	令和5年度 第1回江別市自殺対策推進本部	第2次計画の素案に関する協 議
令和5年11月15日	令和5年度 第3回江別市民健康づくり推進協議会	第2次計画の素案の協議
令和5年12月7日 ～令和6年1月9日	パブリックコメント	第2次計画(案)に関する市 民意見の募集 1件の意見あり
令和6年1月31日	令和5年度 第2回江別市自殺対策推進本部	第2次計画の策定について
令和6年2月7日	令和5年度 第4回江別市民健康づくり推進協議会	第2次計画の策定について

随時：庁内関係各課や市内関係団体との意見交換、情報共有

## 2 | 江別市自殺対策推進本部設置要綱

### (設 置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、自殺者数の減少及び地域における社会資源の一層の連携強化を図るため、江別市自殺対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 江別市自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) 自殺対策に係る施策の総合的な推進に関すること。
- (3) 自殺対策についての情報収集に関すること。
- (4) 自殺対策に係る関係機関の連携方策に関すること。
- (5) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

### (組 織)

第3条 推進本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、部長及び部長相当職をもって充てる。

### (職 務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、統括する。

- 2 本部長に事故があるときは、本部員のうち健康福祉部長がその職務を代理する。

### (会 議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 会議の議長は、本部長をもって充てる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部の構成員以外の者に会議への出席を求めることができる。

### (部会等の設置)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、部会等を設置することができる。

### (庶 務)

第7条 推進本部の庶務は、健康福祉部において処理する。

### (補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年8月27日から施行する。

### 3 関係各課の生きることの包括的な支援一覧 (令和5年度現在)

#### 【基本施策】

##### (1) 地域におけるネットワークの強化

事業名	取組内容	担当部署
江別市自殺対策推進本部会議・連絡会議	児童、学生から高齢者までのすべての世代にわたる「生きることの包括的な支援」についての現状や課題について共有し、必要な取組を進める。	保健センター
江別市生活困窮者自立支援ネットワーク会議	生活が困窮している相談者が抱える多様で複合的な問題について市や社会福祉協議会の関係機関等が連携し、情報共有する。	健康福祉部管理課
江別市自立支援協議会	障がい福祉に関する関係者の連携・協議により、障がいのある市民のための支援体制を充実させる。	障がい福祉課
江別市家庭児童対策地域協議会	要保護児童等に対し、関係機関・団体が連携し、情報共有や支援方針決定等を行い、適切な支援を図る。	子育て支援課 子ども家庭総合支援担当

##### (2) 自殺対策を支える人材の育成

事業名	取組内容	担当部署
ゲートキーパー養成研修会	自殺対策を支える人材育成を目的に、様々な対象にゲートキーパー養成研修会を開催する。	保健センター
メンタルヘルスに関する出前健康教育	自身のストレスに気づき対処するための知識を身につけるとともに、身近な人の変化に気づくことができるゲートキーパーについての講話を、地域や職域に出向いて行う。	保健センター

##### (3) 普及啓発の強化

事業名	取組内容	担当部署
窓口業務における相談先の紹介	医療費助成、福祉関係等あらゆる市の窓口において、自殺の危機要因に関連する相談を受けた場合は、適切な相談先につなぐ。	関係各課

事業名	取組内容	担当部署
市政や生活情報の周知	転入者向けの「江別生活ガイドブック」により、市政に関する情報や市民生活に係る情報を広く周知する。	広報広聴課
DV、セクハラ、性的マイノリティに関する各種相談窓口の周知	広報誌やホームページへの掲載、相談窓口一覧の配布により、DV、セクハラ、性的マイノリティに関する相談窓口を周知する。	市民生活課 市民協働担当
相談先窓口一覧カード「ひとりじゃないよ」の配布・周知	様々な悩みや対象に合わせた相談先をまとめた相談先窓口一覧カード「ひとりじゃないよ」（一般向け、高齢者向け）を作成し、必要な方が手に取れるよう、公共施設等で広く配布する。	保健センター
SNS等による啓発活動	市公式SNS等を通じて、自殺予防週間（9月10日～16日）や、自殺対策強化月間（3月）、小中学校の長期休暇明け（8月及び1月）に合わせて、自殺予防や悩みを抱えた人が相談できる場の情報提供を行う。	保健センター
こころの健康づくり講演会	自殺対策強化月間（3月）に、こころの健康に関する知識の普及や、市民の健康の保持増進を図ることを目的とした講演会を開催する。	保健センター
子どもの発達に関する相談先の周知	広報誌やホームページ、パンフレット等で子どもの発達が心配な親への相談先をわかりやすく紹介する。	子ども発達支援センター

#### （４）こころの健康を支える環境の整備促進

事業名	取組内容	担当部署
市政への意見受付時の助言	市政に対する市民の意見、要望、提言等を所管課に伝え、市政に反映させる。必要時、相談窓口等へ案内する。	広報広聴課
住民基本台帳事務における支援措置	DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図り、必要に応じ各種相談窓口を案内する。	戸籍住民課
市民相談	日常生活上生じる、悩みごとや困りごとなどの相談窓口を開設する。	市民生活課
パートナーシップ宣誓制度	性の多様性への理解促進を図るとともに、性的マイノリティの方々が抱える不安や孤独感を解消することを目的として、互いが人生のパートナーであることを宣誓した性的マイノリティを含むカップルに対して、市が証明書（パートナーシップ宣誓書受領証）を交付する。	市民生活課 市民協働担当
デートDV出前講座	デートDVの周知啓発と被害防止を目的として、北海道人権擁護委員連合会と連携して出前講座を実施する。	市民生活課 市民協働担当

事業名	取組内容	担当部署
消費生活相談	江別市消費生活センターにて、契約トラブルなどの相談を実施する。	商工労働課
障害者相談 支援事業	専任相談員による相談を行い、障がい者（身体・知的・精神・難病）の社会的自立と家族の支援を行う。	障がい福祉課
居場所 「シエスタ」の 開催	NP0法人レター・ポスト・フレンド相談ネットワーク主催による、ひきこもり当事者とその家族がそれぞれ交流する居場所づくり。各領域の支援機関の参画による多機関共同開催。	健康福祉部 管理課
民生委員・児童委員 による相談	高齢者、障がい者、児童、母子世帯など要援護者の把握、調査、見守り、相談支援を行う。	健康福祉部 管理課
生活保護受給者から の相談に対する助言	日常生活、病気の治療、介護サービスの利用、子の通学等に関する相談への助言を行う。	保護課
こころと体の 健康相談	こころや身体面の健康に関する相談窓口として常時開設する。	保健センター
成人保健個別支援	健康に関する課題を抱える方に対し、健康状態等に応じた助言を行ったり、適切な相談機関につながるよう支援を行う。	保健センター
外来・入院時の 各種相談	一般精神科において、本人・ご家族より治療中の医療費や生活費、仕事、対人関係、制度について外来・入院の場面での診療・相談を行う。	江別市立病院 精神リハビリ テーション室

### (5) SOSの出し方に関する教育の推進

事業名	取組内容	担当部署
自殺予防教育 および児童生徒の 心の安定のための 学校の取組	各小中学校において、児童生徒の援助希求的態度を育成し、また、相談しやすい環境を確保する。	教育支援課
相談員等による 教育相談	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の教室相談員等が、不登校や虐待など、学校・家庭等で悩みや困難を抱える児童生徒や保護者等から相談を受け、支援を行う。	教育支援課
いじめ・不登校 相談電話	いじめや不登校に悩む児童生徒・保護者等からの電話相談を専任指導員（教員経験者）等が受ける。	教育支援課
心のダイレクト メール	いじめに悩んでいる、学校へ行きづらい、普段の生活で不安や辛いことがあるなど、児童生徒や保護者が感じている悩みや不安を、学校を経由せず郵送又は電子メールにより教育委員会で直接受け付け、要因の解消のための支援を行う。	教育支援課

## 【重点施策】

### (1) 働き盛りの方や高齢者への対策の推進

事業名	取組内容	担当部署
デジタルデバインド対策	高齢者を対象に、スマートフォンの基本的な使い方やLINEの操作等について学ぶスマホ教室を開催する。	デジタル政策担当
愛のふれあい交流事業 (市補助事業)	「愛のふれあい活動」及び「地域交流つどいの活動」の2事業により、一人暮らしの高齢者や障がいのある方への安否確認、ひきこもりの予防など住み慣れた地域で健康で安心して暮らすことを目的とした助け合い活動を行う。	健康福祉部 管理課
高齢者の総合相談	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けることができるようにするために必要な支援を把握し、適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる。	介護保険課 地域支援事業 担当
高齢者の権利擁護	消費者被害や高齢者虐待（身体的、心理的、経済的、性的、ネグレクト）等の権利侵害を受けている、もしくは受ける可能性が高い高齢者が地域で安心して尊厳のある生活を送ることができるように権利侵害の予防や対応を行う。	介護保険課 地域支援事業 担当
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の充実・強化を図り、高齢者の生活支援等サービスの体制整備を行う。	介護保険課 地域支援事業 担当
認知症サポーター養成講座	認知症に対する正しい知識を持ち、認知症の人に対する理解や対応ができる認知症サポーターを養成する。	介護保険課 地域支援事業 担当
認知症高齢者家族やすらぎ支援事業	認知症高齢者を介護する家族に対し、やすらぎ支援員が認知症高齢者の自宅を訪問し、家族に代わり話し相手となり、見守りを行う。	介護保険課 地域支援事業 担当
認知症総合支援事業	講演会を開催し、認知症に関する正しい知識の普及啓発を行う。また、認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームを配置し、認知症の人やその家族の支援を行う。	介護保険課 地域支援事業 担当
江別市成年後見支援センター	高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見制度に関する相談対応や利用支援、成年後見人等への支援などを行う。	介護保険課
相談先窓口一覧カード「ひとりじゃないよ」の配布・周知【再掲】	様々な悩みや対象に合わせた相談先をまとめた相談先窓口一覧カード「ひとりじゃないよ」（一般向け、高齢者向け）を作成し、必要な方が手に取れるよう、公共施設等で広く配布する。	保健センター
通いの場等への専門職派遣・フレイルチェック	心身機能の維持・向上に取り組んでいる住民主体の通いの場等を活用し、フレイルのリスクを確認するための「フレイルチェック」を実施するほか、歯科衛生士、管理栄養士などの専門職等を派遣し、フレイル予防に関する普及啓発を行うことで、要介護状態や認知症予防を行う。	保健センター

事業名	取組内容	担当部署
メンタルヘルスに関する出前健康教育【再掲】	自身のストレスに気づき対処するための知識を身につけるとともに、身近な人の変化に気づくことができるゲートキーパーについての講話を、地域や職域に出向いて行う。	保健センター
蒼樹大学	65歳以上の市民に学習の機会を提供し、高齢者のいきがいづくりや地域社会に貢献できる人材育成に取り組む。	生涯学習課

## (2) 生活困窮者に対する支援の充実

事業名	取組内容	担当部署
生活困窮者自立相談支援事業	自殺の要因となり得る生活困窮をはじめ、生活における様々な悩み・不安の相談を、専門の相談支援員が受け、解決に向け支援する。	健康福祉部管理課
就労準備支援事業	就労意欲・生活能力・社会適応力などが低いなどの理由で就労に向けた課題を多く抱える生活困窮者に対し、対象者の状況に応じた支援を行う。	健康福祉部管理課
経済的困窮者等に対する面接相談	生活保護申請の受理、生活保護法以外の他法活用による生計維持等に関する助言、各種担当・専門窓口の案内を行う。	保護課
生理用品の配布	市内5か所の相談窓口（市民相談所、保健センター、子育て支援課、くらしサポートえべつ、まちなか仕事プラザ）において、希望者に生理用品を配布する。	市民生活課 市民協働担当
就労相談	江別まちなか仕事プラザにて、子育て女性やシニア等の就労相談を実施する。	商工労働課
勤労者生活資金貸付	勤労者への生活費等の貸付を実施する。	商工労働課
相談先窓口一覧カード「ひとりじゃないよ」の配布・周知【再掲】	様々な悩みや対象に合わせた相談先をまとめた相談先窓口一覧カード「ひとりじゃないよ」（一般向け、高齢者向け）を作成し、必要な方が手に取れるよう、公共施設等で広く配布する。	保健センター
就学援助制度	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の一部を支給する。	学校教育課
奨学資金貸付	高等学校へ修学意欲があるにもかかわらず経済的な理由により、修学困難な高校生に修学に必要な資金の一部を貸与する。	学校教育課



### (3) 子どもや若者への支援の充実

事業名	取組内容	担当部署
生涯活躍のまち整備事業	多くの市民が住み慣れた地域に生涯にわたって安心して暮らし続け、中高年齢者や若年層、障がい者など多様な主体が交流できる「共生のまち」の実現を目指すため、拠点地域を中心とした交流事業を実施する。	政策推進課
乳幼児虐待予防支援事業	妊娠届出、新生児訪問、乳幼児健診時に問診票やアンケート、面接結果等から、育児不安や養育困難を抱えた親子を把握する。その後、訪問、電話、面接等の方法で支援する。	保健センター
産後ケア事業	家族等から十分な家事・育児援助が受けられない産婦と乳児に対して、産科医療機関等への通所や宿泊、助産師の訪問により、心身のケアや育児のサポート等を行う。	保健センター
産婦健康診査	産後2週間と1か月など、産後間もない時期に医療機関や助産院で行う健診で産婦のこころとからだの状態を確認する。問診・診察等のほか、産後うつ質問票によるこころの健康チェックを実施する。	保健センター
家庭児童相談	子どもや子育てに関する悩みの相談窓口として常時開設し、児童相談所や教育委員会などと連携して対応する。その後、訪問、電話、面接等の方法で支援する。	子育て支援課 子ども家庭 総合支援担当
母子・父子福祉相談	ひとり親家庭の経済的及び精神的な悩み、離婚やDV等の相談を行う。児童相談所や女性相談援助センターなどと連携して対応する。	子育て支援課 子ども家庭 総合支援担当
子育て講習会・講座の開催	子育て中の保護者がリフレッシュできる場や、育児に対する知識をつける場、ピアサポートの場として開催する。	子ども育成課 子育て支援 センター事業 推進担当
自由に遊べるひろば(サロンの開放	子育て中の親子がリフレッシュできる場、気軽に集まり交流できる場を提供する。	子ども育成課 子育て支援 センター事業 推進担当
子育て相談	子育て支援コーディネーター、保健センター、発達支援センター、子育て支援課等、専門機関と連携し、育児に関する相談を来園や電話にて対応する。	子ども育成課 子育て支援 センター事業 推進担当
子育て情報誌の発行	子育てに関する情報(各種相談窓口、子育て支援センター、遊び場、保育施設、医療機関等)をまとめて周知する。	子ども育成課 子育て支援 センター事業 推進担当



事業名	取組内容	担当部署
相談支援事業	障がいのある子ども及び家族が日常生活を営む上での悩みを相談し、不安を解消し、子どもの健やかな育成を支援することができるように相談支援専門員による相談を行い、福祉サービスの調整と家族支援を行う。	子ども発達支援センター
子どもの発達に関する相談先の周知【再掲】	広報誌やホームページ、パンフレット等で子どもの発達が心配な親への相談先をわかりやすく紹介する。	子ども発達支援センター
発達相談	子どもの発達に関する悩みや子育ての相談を専門職（公認心理師、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士等）が行う。	子ども発達支援センター
子育てに関する講演会の開催	子育て中の保護者の悩みや不安の軽減につながる支援を行うため、家庭教育や子育てに関する市民向けの講演会等を実施する。	生涯学習課
小中学校学習サポート事業	多様な学習機会を提供するため、複数の教員が指導するチーム・ティーチングや、放課後・長期休業中の学習支援を行う学習サポート教員（教員資格者）や、書写やミシンなど、教科指導以外の学校支援を行う地域ボランティアを、市内全小中学校に派遣する。	学校教育課
ICT機器を活用した学び	ICT機器を活用し、様々な理由で登校できない児童生徒に対し、オンライン学習を実施する。	学校教育課
相談員等による教育相談【再掲】	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の教室相談員等が、不登校や虐待など、学校・家庭等で悩みや困難を抱える児童生徒や保護者等から相談を受け、支援を行う。	教育支援課
いじめ・不登校相談電話【再掲】	いじめや不登校に悩む児童生徒・保護者等からの電話相談を専任指導員（教員経験者）等が受ける。	教育支援課
心のダイレクトメール【再掲】	いじめに悩んでいる、学校へ行きづらい、普段の生活で不安や辛いことがあるなど、児童生徒や保護者が感じている悩みや不安を、学校を経由せず郵送又は電子メールにより教育委員会直接受け付け、要因の解消のための支援を行う。	教育支援課
適応指導教室「すぽっとケア」	学校に行きたくても行けない児童生徒に対する支援を行い、社会的自立を図るために設置している適応指導教室の運営を行う。	教育支援課

### 【その他の生きることの包括的な支援】

事業名	取組内容	担当部署
生涯健康プラットフォーム推進事業	スマートフォンで心身の健康状態を簡単に記録できるアプリを提供し、日々の健康管理を支援する。	デジタル政策担当
子育て講習会・講座の開催【再掲】	子育て中の保護者がリフレッシュできる場や、育児に対する知識をつける場、ピアサポートの場として開催する。	子ども育成課 子育て支援センター事業推進担当
自由に遊べるひろば（サロン）の開放【再掲】	子育て中の親子がリフレッシュできる場、気軽に集まり交流できる場を提供する。	子ども育成課 子育て支援センター事業推進担当
子育てに関する講演会の開催【再掲】	子育て中の保護者の悩みや不安の軽減につながる支援を行うため、家庭教育や子育てに関する市民向けの講演会等を実施する。	生涯学習課
社会教育施設的环境整備	市民の交流や学習活動の拠点となる公民館等の施設整備を計画的に進め、市民の学習活動を支援する。	生涯学習課
蒼樹大学【再掲】	65歳以上の市民に学習の機会を提供し、高齢者のいきがいづくりや地域社会に貢献できる人材育成に取り組む。	生涯学習課
えべつ市民カレッジ	市内4大学等主催の市民向け公開講座と市主催講座を総合的に情報提供し、市民が継続して学べる環境づくりに取り組む。	生涯学習課
キャリア教育	学ぶことと将来を見通しながら、大人のイメージを持ち、将来、自分らしい生き方を実現するための力を育むため、社会人による講演会や中学校2年生が市内企業に職場体験を行うなどの取組を行う。	学校教育課
小中学校学習サポート事業【再掲】	多様な学習機会を提供するため、複数の教員が指導するチーム・ティーチングや、放課後・長期休業中の学習支援を行う学習サポート教員（教員資格者）や、書写やミシンなど、教科指導以外の学校支援を行う地域ボランティアを、市内全小中学校に派遣する。	学校教育課
ICT機器を活用した学び【再掲】	ICT機器を活用し、様々な理由で登校できない児童生徒に対し、オンライン学習を実施する。	学校教育課

## **第2次 江別市自殺対策計画**

令和6年3月

江別市健康福祉部健康推進室保健センター

住所：北海道江別市若草町6番地の1

電話：011-385-5252